

老朽空き家の 解体工事補助金

空き家を放置すると、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。市では、空き家の解体や利活用を進めるため、市内の老朽化した住宅を解体する方に、解体費の一部を補助します。

最大 **50** 万円



対象 空き家

以下の全てを満たす空き家

- ①1年以上空き家になっている市内の戸建て住宅
- ②国が定める住宅の不良度の測定基準の評点が100点以上のもの
又は昭和56年5月31日以前に建築されたもののうち市が定める
空き家の老朽度の測定基準の評点が100点以上のもの
※空き家の破損等が故意に行われたものは除く
- ③個人が所有するもの
- ④所有権以外の権利が設定されていないもの

対象者

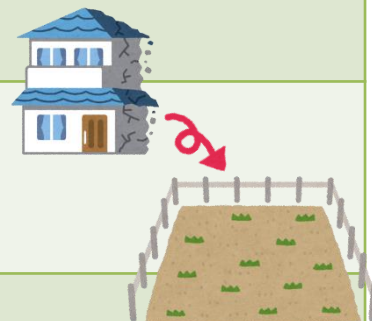
以下の全てを満たす方

- ①空き家の所有者、相続人、又は敷地の所有者
※所有者、相続人が複数の場合は全員の同意書が必要
※敷地の所有者が申請する場合は建物の所有者の同意書が必要
- ②市税の滞納がない方
- ③暴力団員等でない方

対象 工事

空き家を解体し、敷地を更地にする工事

- ※以下のいずれかに該当する工事を除く
- ・補助金の交付決定前に着手した工事
 - ・他の補助金の交付を受けている工事
 - ・特定空き家等の勧告を受けた方が実施する工事



補助額

最大 **50** 万円（解体工事費の2分の1）

- ※解体工事費が100万円以上の場合の補助額は50万円、解体工事費が100万円未満の場合の補助額は解体工事費の2分の1（千円未満は切り捨て）です。
※予算額を超えた場合は交付できませんので、ご了承ください。

その他

補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

厚木市 住宅課 ☎046-225-2330

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

厚木市老朽空き家解体工事補助金の交付手続の流れ

● 交付申請

- ・ 交付申請書（第1号様式）
 - ・ 空き家の位置図
 - ・ 空き家の現況写真
 - ・ 空き家の登記簿謄本
 - ・ 解体工事の見積書の写し
 - ・ 1年以上空き家であることが分かる書類
例）水道・電気・ガスの閉栓等が分かる
証明書、自治会長等の申述書、宅地建
物取引業者が発行した不動産広告等
- ※ 相続人が申請する場合は、法定相続情報
一覧図の写し等
- ※ 建物所有者や相続人が複数人いる場合は、
全員の同意書
- ※ 敷地所有者が申請する場合は、建物所有
者の同意書



（市） 審査・交付決定

- ・ 書類審査、現地調査
- ・ 交付決定通知（交付申請から14日以内）

速やかに

● 解体工事

- ・ 解体工事着手
- ・ 完了写真撮影

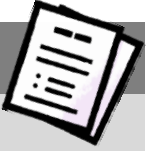


速やかに

3か月以内

● 完了報告

- ・ 完了報告書（第7号様式）
- ・ 解体工事の請負契約書の写し
- ・ 解体工事に係る届出書等の写し
- ・ 解体工事の廃棄物の処分証明書等の写し
- ・ 解体工事の完了写真
- ・ 解体工事の請求書又は領収書の写し



※ 同年度の3月31日まで

（市） 審査・交付額確定

- ・ 書類審査、現地調査
- ・ 交付額確定通知（完了報告から14日以内）

速やかに

● 交付請求

- ・ 交付請求書（第9号様式）



（市） 交付

- ・ 補助金振込み（交付請求から30日以内）

Q. 補助金の対象となる老朽化した空き家とは、どのような空き家ですか？

- A. 国や市が定める測定基準の評点の合計が100点以上の空き家です。
- 例えば、基礎・柱など構造上の主要部分が変形・破損しているもの、屋根・外壁などが大きく破損・変形しているもの、隣家の敷地や道路に立木の繁茂が及んで枝や果実などが散乱しているものなど、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものが、補助の対象となります。

Q. 空き家の所有者が死亡している場合、相続人はどのような手続が必要ですか？

- A. 相続人が手続する場合は、相続人全員の同意が必要です。
- 法務局で法定相続情報一覧図の写しを発行してもらい、相続人全員の同意書を添えて申請してください。

Q. 敷地内にある思い出の樹木を残したままにしても、補助の対象になりますか？

- A. この補助金制度は、敷地を更地にする工事が対象です。樹木や塀などの全てを除却し更地にしてください。

Q. 空き家を解体し更地にした後、すぐに売却しても、補助の対象になりますか？

- A. 対象になります。
- なお、相続した旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の一戸建て住宅を、相続が発生した日から3年後の年末までに、解体し更地にして売却すると、所得税が軽減（譲渡所得から3,000万円が特別控除）される制度がございます。令和9年までに売却した物件が対象です。条件によっては、最大600万円の減税につながります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。